# まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成25年度 第4回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開催日時	平成25年10月23日(水曜日) 午後1時30分 から 午後3時
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議題	・提言書について
出席委員欠席委員	<出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居 与記、大池 義之、加藤 央、豊田 英二 中村美奈、廣瀬 英昭、棚橋 和子、眞鍋 敏克、廣瀬 彌惠子 <欠席委員> 古川 正敏、若園 昭男
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍聴人数	1 人
	<u>あいさつ</u>
審議の概要	本日は第4回会議ということで、提言のとりまとめが行われるということですのでよろしくお願いいたします。これまでのこの委員会のご苦労に対し、感謝と敬意を表しましてごあいさつとさせていただきます。  【審議案件】 1. 提言書(案)について 【会長】 「審議案件1. 提言書(案)」についての審議に入ります。 皆様に事前送付させていただきました「まちづくりの推進に関する提言書」の件になりますが、この内容や表現について、できましたら本日まとめたいと思います。また、提言書を市長に提出する日時についても本日決めたいを思います。皆様がご同意いただけるのであれば、提出の際は会長だけでなく、委員

あるという意思を込めて提出したいということです。

提言書の内容に入りますが、前回会議で提言に盛り込む内容については決定しておりますので、本日は具体的な表現や内容で書き足りないものなどについてご意見をいただくことでよろしいでしょうか。(意見なし)

# 【G委員】

7ページの「(2)公募委員の目標基準」の見出しについて「公募委員数の目標基準」なのではないでしょうか。

# 【会長】

「提言2-1」は数値にあたるものになり、「提言2-2」は、選考要領などを策定し対策を講ずることになっており、みだしについては両方を含むものになるのでこのような表現になっております。G委員のおっしゃるとおりたしかに「公募委員の目標基準」という見出しでは、公募委員がなにかをする目標と捉えられるかもしれません。何かよい表現はありますでしょうか。

### 【C委員】

「公募委員数等の目標基準」ではいかがか。

#### 【企画部長】

それによって他の部分で少し変わる部分が出ます。

#### 【企画財政課長】

「公募委員数等の目標基準」でよろしいと思いますが、4ページの見出しが「(2)公募委員の目標基準」になっておりますので、その部分も連動し直す形になるかと思います。本文に関しては、特に直す部分は見当たらないと思われます。

# 【会長】

表現はわかりやすく修正することでいかがでしょう。(全員同意)

# 【E委員】

語句のことではないのですが、1ページの「はじめに」のところではこれまで提言書が提出されるまでの背景が述べらているものと思われ、この中で「近い将来担いきれなくなったとき」という表現が用いられていますが、まちづくり基本条例のポリシーと現実が乖離しているということが大きな課題ではないかということについて述べるべきと感じておりまして、そういった意味では「行政が担いきれなくなった」という表現はちょっと違うような気がします。

市民が自覚を持って積極的に市政に参画して行くということを審議会の件を通して誘導して行きたいというねらいで提言するものであると思っておりましてそのあたりに触れていただきたいと思います。

もう一つは、8ページの「まとめ」で、「若年層の積極的な市政への参加により…」とありますが、部会や前回会議でも話題になりましたが、若年層が参加しやすいような場にしていくため、審議会の開催時間などについても配慮することについて提言に加えてほしいと思います。

#### 【会長】

E委員のご意見に対して、他の委員の皆様いかがでしょうか。

#### 【C委員】

E委員のご指摘にあった最初の部分につきましては、わたしも疑義を持ちました。これはまちづくり基本条例の置かれている状況についての一般論になるものと思われます。行政だけでは担いきれなくなることは現実だと思いますので、そこで市民の参画と協働というところに発展せざるを得ないということなのでしょうが、私が思うのはここでは一般論を言うのか、本委員会が置かれて

いる状況を言うのかで少し曖昧な感じがあると思われます。そういった意味ではE委員のおっしゃるとおり、本委員会のことを述べたほうがいいように思います。文章的には、「これまで行政が担ってきたものが」という表現が2回出てきますので、最初の部分は削ったほうがいいと思います。

# 【会長】

C委員から2点ご意見がありました。E委員にお尋ねしますが、どんな表現が好ましいと思われますか。

# 【E委員】

まちづくり基本条例の理想にあるものと、現実との乖離については皆さんもはっきり認識してみえるものと思っていますが、そういった内容の表現がここに少しでも出るといいと思ったのですが。

# 【会長】

私の個人的見解ですが、理念と現実との乖離という部分では、正直どれほど 乖離しているか自分自身よく認識できていないものでして、一つのケースとし て今回取り上げた「審議会」の件で、その実態を検証したことにより明確に分 かったことがあり、だから提言することになったわけです。

確かに、抽象的には理念どおりになっていないことは分かりますが、これから少しずつそれを見つけて提言して行こうということになりますので、今の段階で大上段から現実はこんなに乖離しているということを言うのには抵抗があり、背景としてそういった状況があり、みんなで取り組んで行くことが重要になってきたということ程度を押さえさせていただき、中身の各論で問題提起をしておりますので、あえて現実は乖離していることを記述しないほうがいいと思われます。今回まちづくり基本条例によって、より良くすることができますということを主旨として提言することでいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

#### 【E委員】

わかりました。

## 【Ⅰ委員】

現実と乖離していることに関しては、今までさまざまな審議会等においてなされた答申が、どのように活かされてきたかということを検証しない限り、どの程度乖離しているかということも分からないと思います。それを検証するかしないかについて考えないと、行政側が市民の意見をただ聞いてみるといったジェスチャーで終わってしまっているものもあるような気がしますので、新しい審議会を模索することにならないと思います。

#### 【会長】

その点について提言書に入れるかという問題はありますが、今回提出する提言を受け、返ってくる結果を踏まえて見守る必要はあります。

その結果を見ながら、チェックをする必要があるのならば、その点は考えて 行かなければなりませんが、そこまで今回の提言に入れるかということについ てはどうかと思います。

#### 【G委員】

I委員の言われた意見はいい意見だと思います。審議会はただ開けばいいというものではないので、そこで答申されたものがどの程度行政運営に反映されているかどうかという部分を見る必要はあると思います。ですが、会長がおっしゃるように本委員会でまだそういった実態を把握できていないので、あまり深くは言えない気がします。費用対効果の観点から言えば、効果があるから投

資するわけで、審議会についても貴重な税金を使って運営しているので、本来 その効果がどの程度あるかという検証はすべきであると思います。

# 【副会長】

本来、各機関毎に今のような審議がなされることがよいと思いますが、まちづくり基本条例の理想と現実の乖離については、市民の方にまだまちづくり基本条例自体が知られていないということもありますので、まず知ってもらうことが乖離を埋める一部分であると思います。今回の提言では、参画方法の中のポイントである審議会というものにより多くの市民の方に参画していただくため、まちづくりを推進する為の具体的手段として見直すということで、非常にわかりやすいアプローチになると思います。周知という部分ではまだ理解がなされていない段階なので、文章的には一般論的なこの内容でいいと思います。

# 【G委員】

本委員会では、どのようにしたら基本条例が市民の方々に浸透していくのか を考え、それを推進していくという役割もあり、それを推進するという点でも 乖離している部分があると思います。

# 【会長】

これまで皆さんと勉強してとりまとめたのは、当初この条例の普及に向けた 啓蒙活動をしていただいた際、市民の方からこの条例で何が変わるのかという 質問があったとき、今回のように審議会の委員について公募委員数を増やすこ とができたなどの提言をしましたということを、実績として言えるようになる ことがあると思います。今後この条例を市民の皆さんに知っていただく上では 今回の提言を出すことは大事なことではないかと思っています。

# 【C委員】

基本条例第21条を読んでから、提言書の「はじめに」の文章を読みますと、本来本委員会で何をやるのかということについてがあり、その中で今回これを行ったということについて書くようなまとめ方をしないと、本来本委員会でやるべきことは他にあるのではないかという思いが残ってしまいます。

#### 【会長】

先程から委員の皆様が言われるような問題や課題については、任期が終了する段階に出す最終的な報告書などで書くものと考えておりまして、今回は具体的テーマについての提言ですので、焦点を絞ったものでいいのではないかと思っております。その辺りは分けて考える必要があると思いますがいかがでしょう。

### 【C委員】

了解しました。今回の提言はトータルの報告書ではないということですね。

#### 【A委員】

「はじめに」のところの一般論で個人的にこだわっているところは、財源の減少という部分が実はあるのではないかと思うのですが、この文脈を入れてはどうでしょうか。

#### 【C委員】

まちづくり基本条例が作られた背景が、財政の逼迫があったかどうかという ことですね。

# 【会長】

提言書ですので、提言各論にこだわってご議論いただきたいのですが、成果 報告などは、「はじめに」にこだわっていただきたいものになりますが、今回 は提言ですので総論的にあまりずれていない範囲の内容であればお許しいただけないでしょうか。C委員からご指摘のあった「これまで行政が担ってきたものが」という表現が2回出てくるところにつきましては、最初の部分を削らしていただくことでいかがでしょう。

ひとつ強調するために追加でお願いしたいのですが、中段「協働の取り組みが重要になってきます」の「重要」の前に「一層」を付けることをお許し願えないでしょうか。(意義なし)

それでは、ご指摘のあった「はじめに」については、このような形でお願いします。次にE委員会からご意見がありました「若年層の参画」の部分につきましては、この文書のどこにこれを入れるかということでして事務局とも調整しましたが、当初私自身は委員の年齢制限との兼合いで上限を制限しない分、下の年齢層の方も参加できるようにしてはどうかと思っていたのですが、実質的にはこの提言書に具体的なことを書かず、抽象的表現にとどめてはどうかということになり「まとめ」の部分の一部にこの表現を入れることにしました。

# 【E委員】

せっかくこのようなすばらしフレーズがありますので、これがイメージできるような内容のものが提言書の中で出てくるといいと思います。

# 【G委員】

「若年層」という言葉は、どの程度の範囲を示しているのでしょうか。

# 【事務局】

先回の会議でもありました委員の任期の問題ともリンクすると思われますが、具体的な範囲については、他市において若年層の定義を「概ね50歳以下」と定め運用しているところもありまが、ほとんどのところはこれについて詳しく定めていないようですので、感覚の問題になってくるものと思われます。

## 【会長】

G委員は40代とか50代とか年齢を具体的に入れたほうがいいと思われますか。

# 【G委員】

若年層と区切ると、他の年齢層はどうかということになるので、その辺りの理解を考えると難しい問題があるのではないでしょうか。

#### 【会長】

この文の段落のはじめは「また、」と表現しており、特に重要という意味ではなく前段の文章に付け加えるということで、トーンを下げたものになっており強く強調しているものではありません。

#### 【E委員】

これは、現状の審議会等の委員構成で高齢者が多いという実態から抜け出し、若年層の参画により審議会等が活性化されることを期待するということですね。

### 【G委員】

E委員のおっしゃるとおりですが、「若年層」ということになると、その範囲の問題になり先程事務局が言われた40代、50代という具体的な年齢の話しになってくるのではないでしょうか。

### 【事務局】

先程お話ししましたのは、他市の規定で若年層という言葉に具体的な定義を 定めている事例をご紹介したものでありまして、瑞穂市においてその定義を定 めるかどうかという前提が問題になります。

# 【会長】

文頭の「また、」でトーンを下げており、その次の「審議会等によっては」でさらにトーンを下げておりそれほど強い意味のものにはなっていないですので、今の点についてG委員よろしかったでしょうか。

# 【G委員】

はい、わかりました。

# 【A委員】

「まとめ」の上から2行目についてお聞きしたいのですが、「複雑化、専門化した広範にわたる行政需要に対し、専門的知識等を取り入れるため」とありますが、瑞穂市でも他市の例規でもそのような表現が見当たらないのですが、そういった意味では、1行目の「地方行政に市民の意見を十分に反映させ」の部分が制度導入の理由になるというイメージが強く、「専門的知識等を取り入れる」ことは、制度上組み込まれているものなのでしょうか。

# 【会長】

1段落目は、抽象的な一般論で2段落目で「全国の自治体において設置されており」とありますので、瑞穂市だけを念頭に置いたことではなく、本来、審議会というものの語源を調べると、こういった主旨で創設された制度であることを紹介しているものと理解しています。

# 【事務局】

会長のおっしゃるとおり、これは一般論でして審議会制度そのものは、国において政策決定などを行う際、有識者など専門的知見を取り入れて進めるために創設された制度であり、元々そういう主旨のものであるという一般論になります。

# 【A委員】

わかりました。

#### 【 I 委員】

どのような案件を審議会に尋ねるのかということで、その視点がないと市長の恣意的なものになるのではないでしょうか。

#### 【会長】

審議会制度そのものは、本来専門的な方からアドバイスをもらうためにあるというもので、それが一般化して有識者だけでなく市民の声も取り入れる形に変化してきたのが現状だと思います。そういった意味では、審議会に尋なければならないのかという点において、公聴会や懇談会など他の方法もある中、その方法の選択は行政側の判断になってきますので、今回そこまでは踏み込まないものになります。みなさんいががでしょうか。

# 【C委員】

7ページの「提言2-2」ですが、公募委員の選考基準という意味で、先回まで審議をしたつもりでしたが、この表現は応募者が多数になる場合の選考基準が表現されているようで、少し話しが違ってきていないかということなのですがいかがでしょう。

#### 【事務局】

この提言事項は、先回とりまとめをしていただいたものになるのですが、委員選任の件で例えば「有識者」、「団体推薦」、「公募」などの選出区分や選出割合のことについては、それぞれ審議会毎の性質が違いますので、これまでの審議ではその部分の具体的な結論を得ていないものと認識しております。ただし、そういったことを見直して行くことは必要であるという議論はありまし

た。公募委員については、「提言 2-2」で選考要領などを設けることを提言しており、委員を選考するという意味では、この選考要領に公募委員のみならず、他の委員構成などについても定められると考えられます。

# 【G委員】

「提言4-2」で「選任方法等のガイドラインを策定し」とありますので、これについて具体的内容が出てくるとC委員がご指摘される部分との整合性が出てくるのではないでしょうか。

# 【事務局】

「提言4-2」のガイドラインについては、委員選任に関する指針や方針にあたるものになりまして、C委員のご指摘される件にありましたことについては、このガイドラインに委員構成については審議会毎に選考要領を設けることなどを盛り込み、その選考要領の中で委員構成や選任基準が規定されてくることになりますので、審議会毎の特性に応じた委員選考が考えられる仕組みになってきます。統一的ということで現在のところガイドラインがいいのではないかと考えております。

# 【G委員】

その際は審議会の委員数の妥当性についても入ってくるのでしょうか。

# 【事務局】

他市においては、分厚いガイドラインを策定しているところもありまして、 そうではなくて統一的な基準だけを規定したものもあり、G委員の言われる委 員数や委員構成、運営の問題なども規定することはできます。

# 【A委員】

「提言2-2」で公募委員が不足した場合、公募委員が兼職できる話があったと思いますが、「提言2-2」では、「多数になることも想定した」となっておりますので、これを「不足又は多数になることも想定した」の表現にしてはどうか。

#### 【事務局】

公募委員が不足した場合の想定についても、選考要領に規定することが必要かと思われます。ただし、その場合、「提言4-2」にありますガイドラインでもこれに関連する方針を定めることが必要になると考えられます。ですので、選考要領自体に公募委員の内容も含まれますので、「提言2-2」と「提言4-2は」相関関係にあります。

#### 【会長】

「提言2-2」を「不足又は多数」の表現にすることでよろしいでしょうか。 4ページの下の段落で「公募枠に多数の応募者があった場合」という表現が ありますので、これに「不足又は」の表現を付け加えた形にしていただければ 整合性がとれますので、その辺りの表現は事務局に一任することでよろしいで しょうか。(意義なし)

それでは、以上の内容を修正した内容で、提言書を提出してよろしいでしょうか。(挙手による採決を行い、出席委員全員の挙手により提案が可決された。)

#### 【会長】

提言書の内容が確定しましたので、提言書提出日を決めたいと思います。市長のスケジュール含め、事務局案はありますでしょうか。

#### 【事務局】

11月6日(水)はいかがでしょう。時間については、本会議を開催するか

どうかによって変わります。提言書を提出するだけであれば、集合時間を決めていただくことになります。

### 【会長】

委員全員で提出に行くことについてはよろしいでしょうか。

#### 【事務局】

問題ありません。

(会議は開催せず、11月6日(水)午後1時に市役所2階ロビーに集合し提言書を提出することを決定した。)

#### 【審議案件】 2. その他

# 【会長】

本委員会の今後の方向性について審議したいのですが、推進委員会は市から 諮問を受けておりませんので、今回のように次のテーマを選定して審議して行 くか、しばらく期間を空けるかなどについて皆さんのご意見をお伺いしたいの ですが。委員任期が来年7月までですので、今後委員会としてやるべきものと 想定されますのは、推進委員会としてのまとめの報告書の提出と次期推進委員 会への申し送り事項の整理はあると思われます。その他事務局から何か提案は ありますでしょうか。

# 【事務局】

来年度から次期総合計画の策定業務が始まりまして、現在それに向けた策定体制や予算などの準備に着手しております。しかし、その中身についてが課題になっておりまして、新しいまちづくりビジョンを示すということになりますので、まちづくり基本条例推進委員会にどのように関わっていただくかということがあります。総合計画というもの自体も含め考える必要もあるかと思います。既存の総合計画があるのですが、中身においてそれと同じようなものを作るのか、もっと違うものを作るのかということもあり何を示すかによって皆さんを含め審議会組織が関わる内容も変わってくると思います。

また、その意思形成過程においてパブリックコメントやワークショップ、公聴会などあらゆる市民参画の方法を用いながら進める必要があると考えられますので、この推進委員会のスタンスとして完成した計画にコメントするようなイメージでいいのか、計画策定段階から関わるのかなど、ご審議いただければ総合計画策定が同時進行的に進められありがたいのですがいかがでしょう。

#### 【C委員】

理想形は、校区毎の自治組織がまちづくりへの参画と協働の核になってくると思いますので、そういったものを組織化し、そこでまちづくりの協働体制を作っていくことが理想だと思います。岐阜市の事例を見て学んだのですが、各地区にまちづくり協議会を作る計画がありまして、年度毎にだんだん広がっていくというもので、長期計画になるかもしれませんがこれを総合計画の中に入れ込んでいただくこともあるかと思います。

#### 【G委員】

瑞穂市の総合計画を見せていただきましたが、文書は立派ですが作られてからの中身を見ますと、ただ計画がありますよというだけで、これだけ時代の変化が激しいときに長期展望を描けるのかという問題はあります。例えば中心市街地活性化などを挙げると、3年、5年の短期で捉えた場合、このまちの将来像に対するしっかりとしたビジョンが描けていないと、住民として明るい展望

が描けませんし、それを実施し行動して行く計画まで網羅しないとできないと思います。市当局も総合計画という言葉だけをぶつけるのではく、具体的審議事項を示していただけると、ある程度考えられますが、総合計画全体についてどうかと言われてもそこまでは考えられません。

# 【会長】

総合計画を読んだことがある方は内容が理解できるかもしれませんが、ここで総合計画の話をしても理解できない方もありますので、本委員会として総合計画策定にどういったアプローチができるかについては、勉強会をしないといけません。まずこの案件を扱うかどうかという問題があり、扱うのであれば必要な提言を行うことになり、結論が出なければ継続審議の扱いになると思われます。本委員会の任期との兼合いがありますので策定スケジュールを知りたいのですが。

# 【事務局】

次期総合計画期間が始まるのが平成28年度からですので、議会への提案がその前年度12月若しくは3月になります。それまでには計画が策定されていなければならないということになりまして、さらにその前に地域などに説明会を開催したりパブリックコメントを募集したりと、手続きに時間がかかることを想定しますと、さらに半年以上前には素案が出来ている必要があります。そのように考えますと、平成27年度当初には計画のほぼ全体が見えているような形が出来ていることが必要と思われまして、平成26年度中に総合計画の下案を完成させるようなスケジュールになると思われます。

# 【G委員】

今の段階では、本委員会のテーマとしては大きすぎると思いますが。

市として、まちづくり基本条例の理念を取り入れた計画案を示していただき、それについて審議するのであればなるほどということもありますが、何もないのに審議しろというのは無理でしょう。我々はまちの行政全体を考える立場でもないので、具体的事案を示していただいてから審議する必要があるのではないでしょうか。

### 【会長】

市から、次期総合計画策定に際し、市民の意見をどのように取り入れて進めて行くのかについてのプランを提示していただければ、本委員会として何らかのコメントができるとは思いますが、この委員会は具体的なまちづくりの中身をつくるわけではなく、あくまでも市民参画、協働の取り組みを尊重していただけているかということに関わっていくべきと思います。

その素案はいつ頃出せそうですか。

### 【事務局】

本委員会委員の皆様の任期が来年の7月ということで、その任期中を目途に 進める意味合いで総合計画の件をご提示したわけではありませんが、どのよう に市民が計画策定に関わるのかということに関しては、組織や予算などの問題 がありますので年内に決めておかないといけない部分もあります。

委員任期である来年7月になりますと、その段階ではもう計画の策定作業がある程度進んでいなければならない時期になると思われます。

### 【会長】

ある程度のスケジュールと案を示していただけるのなら検討する余地はあると思います。

### 【A委員】

まちづくり基本条例第16条第1項3号に「ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画」という規定がありますので、この「一定の課題」に総合計画に関することは該当すべきものと考えられます。先程C委員がおっしゃったように、まちづくり協議会などの組織が育ち、関わっていくというビジョンも、総合計画の中で計画としてあげられるものと思いますので、そういった意味でも総合計画の策定への市民参画を積極的に進めていただきたいということについてみなさんいかがでしょうか。

# 【 I 委員】

いちばん身近なところですが、自治会や自治会連合会は行政に対し積極的な 意見を出していません。政治的な活動になるのかもしれませんので、そういっ た意思をどの程度出すかがポイントになると思います。

現状としては、地域組織として意見を出すということはありません。

# 【企画財政課長】

総合計画の位置付けについては、各自治体の最上位計画とされるものでして、総合計画があってその下に各分野の様々な計画が策定されるものです。

例としては、社会福祉計画や老人福祉計画、都市計画などがあり、すべての計画の基本が総合計画になるわけです。基本的にはその考え方に立ったものが次期総合計画になるのですが、これを策定するにあたってまちづくり基本条例を考えずに進めてもいいのかということになります。まちづくり基本条例は条例としては最高規範にあたるものになり市民参画の観点から総合計画を策定することについて推進委員での審議の対象としていただくことをしていただいてもよいと思っております。

現在の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成されておりまして、この基本構想の部分は、従前は地方自治法でこれを条例で規定することが義務付けられておりましたが、昨今の地方分権改革の流れの中で、この義務付けが廃止され、国や県の関与がなされなくなったことから、地方のことは地方で考えるべきということになっております。これに伴い、市においては総合計画は最上位計画であり策定することを昨年度条例で定めたところでございます。そういった関係からも総合計画は、まちづくり基本条例の理念を基本とした総合計画が策定されるべきであり、そうしたいと思っております。

それに本委員会の委員の皆さまがどのような形で参画して行くのかが今後 にかけての検討課題になるかもしれません。

委員任期の問題もございますが、今後こちらから素案をお示しさせていただきますので、その際は委員の皆さまからのご意見をいただきたいと思います。

#### 【会長】

諮問としては出されないですか。

#### 【企画財政課長】

この案件として諮問する予定はありません。

私個人的には、まちづくり基本条例に関する推進委員会としてはこの件に関しては積極的にご意見いただけるものと思っております。

### 【E委員】

企画財政課長のおっしゃられるとおりですが、総合計画自体は将来のまちづくりにおける根幹をなすものですので、一般の審議会で取り扱うような案件とは別格のものと思われます。そういった意味でも残された任期の中で、提案まではできないかもしれませんが、次の委員へ引き継げるようなものが審議できればいいと思います。C委員の意見にもあった地域協議会的組織で市民の声を

取り入れ総合計画に反映できるような手段が出てくれば好ましいと思います。 【会長】

どのように市民の意見を反映し総合計画を策定するかという課題になった場合、どうしても計画自体の中身にも絡んできますので、意見を聞くだけでは済まないこともあります。C委員からご提案があった地域協議会的組織のことでも、協働というスタイルの問題ですので、中身にも踏み込まなくてはならなくなります。行政側からの審議案件のご提案ということで、会長としましては進めるべきと思いますがみなさんいかがでしょう。

# 【G委員】

まちづくり基本条例ができる前の総合計画と後の総合計画では、かなり違った計画になっていなければならないと思います。まちづくり基本条例の理念に沿ったものになるべきだと思います。

# 【事務局】

推進委員会としてどのように関わって行くかについてはこれから決まるものですが、市民の関わり方という点についてのイメージをご紹介しますと、市はこれから、ワーキンググループなど内部組織を起こし、どのような計画を策定するかの案を練るわけで、まずその案を策定する段階の意思形成過程に市民の方がどのように関わり進めるかということが出てきます。また、その段階で専門分野の市民が入るのかという点や、何人の市民に参加していただくのか、政策分野毎にそういった仕組みは作る必要があるのかなど、さまざまな課題が出てきます。その後、出来た計画素案について地域説明会や懇談会などで市民に説明がなされ、意見交換の結果によっては修正が行われ最終的にパブリックコメントなど広く意見募集した後案が確定されるというように、個々の素案策定の段階があり、素案確定後にそれを周知して行く中で意見募集するものもり、それぞれの過程における市民の関わり方について課題があるというものになります。市民にどこまで関わりを求め、求められるかということで、お互い時間も手間もかかることになりますので、市からお示しするものがどの程度のものであるかも含めてご検討願えればと考えております。

### 【会長】

議論の対象として、取り上げるかどうか決を採りたいと思います。

(挙手による採決により、全員一致でまちづくり推進委員会の審議対象とすることが採択された。また、会長から11月5日(火)午後7時から総合計画に関する部会を開催することの確認がなされ、閉会を宣言した。)

事 務 局 (担 当 課) 瑞穂市 企画部 企画財政課

TEL 058-327-4128

FAX 058-327-4103

e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp